

【Ⅲ-1 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価-③】

### ③ 手術等の医療技術の適切な評価

#### 第1 基本的な考え方

1. 医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、優先的に保険導入すべきとされた新規技術（先進医療として実施されている技術を含む。）について新たな評価を行うとともに、既存技術の評価を見直す。
2. 新規医療材料等として保険適用され、現在準用点数で行われている医療技術について新たな評価を行う。
3. 外科的手術等の医療技術について、適正かつ実態に即した評価を行うため、外保連試案の評価等を参考に評価を見直す。
4. 医療技術の体系的な分類について、外科系学会社会保険委員会連合の手術基幹コードである STEM7 の分類に基づく解析により手術時間の差が明らかになったこと等を踏まえ、整形外科領域のKコードの分類を見直す。

#### 第2 具体的な内容

1. 医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、新規技術（先進医療として実施されている技術を含む。）の保険導入及び既収載技術の再評価（廃止を含む。）を行う。  
また、LDTs（※1）の評価について、LDTsのうち、以下の（1）及び（2）を満たすものについては、令和8年度診療報酬改定の次の改定における、医療技術評価分科会の評価の対象とした上で、臨床上の必要性等も含めて検討することとする。  
（1）「LDTsを実臨床で使用する際に望ましい性能評価（妥当性確認等）や精度管理等の要件」（※2）を満たすことが客観的に担保されている施設において実施されていること  
（2）国内診療において一定の使用実績があること  
※1 単一の検査室又は検査室ネットワーク内で設計・開発・製造（又は変更）された検査で、臨床診断の補助や臨床的管理の意思決定に用いられる検査（Laboratory Developed Tests）。  
※2 令和7年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 厚生労働省特別研究「LDTの臨床実装に向けた研究」（研究代表者 大西宏明）において示された要件を指す。

【診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、学会等から医療技術評価分科会に提案があったものの例】

- (1) 骨盤内臓全摘術（ロボット支援）
- (2) 死体移植腎機械灌流保存技術
- (3) 自己免疫性脳炎に対する血漿交換療法
- (4) 肝エラストグラフィ撮影加算
- (5) 細菌培養同定検査 血液又は穿刺液

【診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、先進医療として実施されているもの】

- (1) 陽子線治療（※3）
- (2) 重粒子線治療（※3）

※3 切除不能の3個以内の大腸癌肺転移に係るもの。なお、原発巣切除後であり局所再発のないものに限る。

【診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、保険医療材料等専門組織において審議を行った技術】

- (1) 「注意欠如多動症治療補助プログラム」の使用に係る医療技術
- (2) 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料、疼痛等管理用送信器加算（遠隔プログラミングも算定の対象とするための再評価）

【廃止を行う技術の例】

- (1) ヒッチコック療法

2. C2区分で保険適用された新規医療材料等について、技術料を新設する。

【技術の例】

(新) 植込型除細動器移植術 4 胸骨下植込型リードを用いるもの  
24,310点

3. 外科系学会社会保険委員会連合「外保連試案 2026」等における、手術等に係る人件費及び材料に係る費用の調査結果等を参考とし、技術料を見直す。

【見直しを行う区分の例】

改定案	現行
【E200 コンピューター断層撮影（CT撮影）】 1 CT撮影 <u>イ 128列以上のマルチスライス型の機器による場合</u>	【E200 コンピューター断層撮影（CT撮影）】 1 CT撮影 (新設)

(1) 共同利用施設において行  
われる場合 1,120点

(2) その他の場合 1,100点

ロ 64列以上128列未満のマルチス  
ライス型の機器による場合

(1) 共同利用施設において行  
われる場合 1,020点

(2) その他の場合 1,000点

ハ 16列以上64列未満のマルチス  
ライス型の機器による場合

900点

ニ 4列以上16列未満のマルチス  
ライス型の機器による場合

750点

ホ イからニまで以外の場合

560点

2 (略)

注1 CT撮影のイからニまでに  
ついては、別に厚生労働大臣が  
定める施設基準に適合してい  
るものとして地方厚生局長等  
に届け出た保険医療機関にお  
いて行われる場合に限り算定  
する。

2～6 (略)

7 CT撮影のイ、ロ又はハにつ  
いて、別に厚生労働大臣が定め  
る施設基準を満たす保険医療  
機関において、大腸のCT撮影  
(炭酸ガス等の注入を含む。)を  
行った場合は、大腸CT撮影  
加算として、それぞれ620点又  
は500点を所定点数に加算す  
る。この場合において、造影剤  
注入手技料及び麻酔料(区分番  
号L008に掲げるマスク又は  
気管内挿管による閉鎖循環  
式全身麻酔を除く。)は、所定  
点数に含まれるものとする。

8 CT撮影のイ又はロの(1)  
については、別に厚生労働大臣  
が定める施設基準に適合して  
いるものとして地方厚生局長  
等に届け出た保険医療機関に

イ 64列以上のマルチスライス型  
の機器による場合

(1) 共同利用施設において行  
われる場合 1,020点

(2) その他の場合 1,000点

ロ 16列以上64列未満のマルチス  
ライス型の機器による場合

900点

ハ 4列以上16列未満のマルチス  
ライス型の機器による場合

750点

ニ イ、ロ又はハ以外の場合 560点

2 (略)

注1 CT撮影のイ、ロ及びハにつ  
いては、別に厚生労働大臣が定  
める施設基準に適合している  
ものとして地方厚生局長等に  
届け出た保険医療機関にお  
いて行われる場合に限り算定す  
る。

2～6 (略)

7 CT撮影のイ又はロにつ  
いて、別に厚生労働大臣が定め  
る施設基準を満たす保険医療  
機関において、大腸のCT撮影  
(炭酸ガス等の注入を含む。)を  
行った場合は、大腸CT撮影  
加算として、それぞれ620点又  
は500点を所定点数に加算す  
る。この場合において、造影剤  
注入手技料及び麻酔料(区分番  
号L008に掲げるマスク又は  
気管内挿管による閉鎖循環  
式全身麻酔を除く。)は、所定  
点数に含まれるものとする。

8 CT撮影のイの(1)につ  
いては、別に厚生労働大臣が定め  
る施設基準に適合しているも  
のとして地方厚生局長等に届  
け出た保険医療機関において

おいて行われる場合又は診断 撮影機器での撮影を目的とし て別の保険医療機関に依頼し 行われる場合に限り算定する。	行われる場合又は診断撮影機 器での撮影を目的として別の 保険医療機関に依頼し行われ る場合に限り算定する。
---	--

4. 整形外科領域のKコードについて、部位別を基本として区分を見直す。

【見直しを行う区分の例】

改 定 案	現 行
【K O 4 6 骨折観血的手術】	【K O 4 6 骨折観血的手術】
1 肩甲骨骨折観血的手術 21,630点	1 肩甲骨、上腕、大腿 21,630点 (新設)
2 上腕骨骨折観血的手術 21,630点	(新設)
3 大腿骨骨折観血的手術 21,630点	2 前腕、下腿、手舟状骨 18,370点 (新設)
4 前腕骨骨折観血的手術 18,370点	(新設)
5 下腿骨骨折観血的手術 18,370点	3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他 11,370点 (新設)
6 手舟状骨骨折観血的手術 18,370点	(新設)
7 鎖骨骨折観血的手術 11,370点	9 手根骨(舟状骨を除く。)骨折 観血的手術 11,370点 (新設)
8 膝蓋骨骨折観血的手術 11,370点	10 中手骨骨折観血的手術 11,370点 (新設)
9 手根骨(舟状骨を除く。)骨折 観血的手術 11,370点	11 手指骨骨折観血的手術 11,370点 (新設)
10 中手骨骨折観血的手術 11,370点	12 足根骨骨折観血的手術 11,370点 (新設)
11 手指骨骨折観血的手術 11,370点	13 中足骨骨折観血的手術 11,370点 (新設)
12 足根骨骨折観血的手術 11,370点	14 足趾骨骨折観血的手術 11,370点 (新設)
13 中足骨骨折観血的手術 11,370点	15 その他の骨折観血的手術 11,370点 (新設)
14 足趾骨骨折観血的手術 11,370点	
15 その他の骨折観血的手術 11,370点	
注 (略)	注 (略)